

令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、これまで緑豊かなまちづくりを目指し、公園緑地、街路樹及び特別緑地保全地区等（以下、「公園緑地等」という。）において様々な緑の確保と育成に取り組んできましたが、公園緑地等に対するニーズの多様化や、身近な緑の管理に対する市民の意識の変化など、様々な社会変容の加速化により、緑を取り巻く状況も大きく変化しています。

一方、公園緑地等の施設全般については、これまで整備・保全を進めてきたストックの老朽化が課題となっており、特に樹木については高木化という他の施設にはない特殊な課題も生じています。また、将来の人口減少の局面を見据えた、持続可能かつ選択と集中を旨とした維持管理の取組をあわせて進めていかなければなりません。よって本市では、公園緑地等の施設の中でも、特に公園緑地等における緑の計画的かつ持続可能な維持管理を実現するため、「公園緑地等における緑の維持管理のあり方」（以下、『あり方』という。）の策定に向けた取組を進めているところです。「あり方」は、行政が担うべき維持管理の方向性を定めるものであり、「あり方」によって市民が身近な緑の充実を実感できる効果を期待します。

本業務では、過年度の庁内調整や効果検証等の検討結果を踏まえ、「あり方」をはじめとした公園緑地等の維持管理に必要な調査・検証をさらに進めるとともに、必要な項目を盛り込んだ「あり方」を取りまとめるための支援を目的とします。

この要領は、高い業務意識に加えて、公園緑地の維持管理計画等に対して幅広い知識と経験を保有し、必要な検証を行いながら「あり方」を具現化できる事業者を公募型プロポーザル方式により選考するため、次の通り定めるものです。

2 主な業務概要

(1) 件名

令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

(4) 主な業務内容

ア 業務計画書作成

イ 与条件の整理

ウ 効果検証手法の検討及び実行

エ 公園施設等に関する取組の整理

オ 有識者会議の運営補助

カ 庁内検討会議の運営補助

キ パブリックコメントの実施

ク 「あり方」の取りまとめ

ケ 打ち合わせ協議

コ 成果品取りまとめ

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

13,376,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「造園部門」に登録されていること （参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）

(4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと

(5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

維持担当 鈴木、佐野

場 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階

電 話：044-200-2395（直通）

F A X：044-200-3973

電子メール：53mihoze@city.kawasaki.jp

受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

5 実施手順（概要）

受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書 提出期間	令和7年5月23日（金）～令和7年5月29日（木） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
参加資格審査結果通知	令和7年5月30日（金）
質問受付期間	令和7年5月30日（金）～令和7年6月4日（水） 午後5時まで
質問回答	令和7年6月5日（木）
企画提案書等提出期限	令和7年6月16日（月） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
プレゼンテーション審査	令和7年6月23日（月）～令和7年6月27日（金） のうち、指定の日時（予定）
受託候補者選定 結果の通知	審査日から2週間以内を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和7年5月23日（金）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部を提出してください。

(1) 提出期間

令和7年5月23日（金）から令和7年5月29日（木）まで
（郵送の場合は令和7年5月29日（木）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

提出書類に基づき参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を電子メールで送付します。提出書類を郵送する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨をご連絡ください。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合があります。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月4日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年6月5日（木）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 提案書等の提出

参加資格を有する場合には、令和7年5月30日（金）に提案概要書の様式を原則として電子メールで送付します。次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月16日（月）

（郵送の場合は令和7年6月16日（月）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ

(3) 提出書類（下記ア～エを統合し 20 ページ以内で作成すること）

ア 提案概要書 **指定様式**

イ 企画提案書 **任意様式**

仕様書に基づき業務を実施するための企画提案内容を具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

なお、企画提案書には次の項目を盛り込んでください。

(ア) 理解度・知見

公園緑地等の課題や今後果たしていくべき役割等を踏まえ、公園緑地等における樹木の維持・保全・再編等に必要な視点について論じてください。その際、国の提言や他都市の動向等についても触れてください。

(イ) 提案者概要・業務実施体制等

提案者の過去の類似業務の実績、本業務の予定担当者の業務経歴や実施体制を具体的に記載してください。また、本業務の作業範囲を踏まえ、作業スケジュールを記載してください。また、スケジュールには発注者と受注者の作業分担についても記載してください。

(ウ) 効果検証手法の提案

樹木剪定等の頻度や実施の有無等の結果と連動して、公園緑地等が有する環境保全、景観形成、防災等の機能の増加、向上または改善を客観的に評価できる効果検証手法を提案してください。また、この提案では、効果検証結果の仮説を立て、計画的な樹木剪定等の必要性を裏付けることに繋がる効果検証手法であることを論じてください。

なお、公園緑地、街路樹及び保全緑地のそれぞれについて、効果検証手法を提案してください。

(エ) 効果検証手法の実現性

「(ウ) 効果検証手法の提案」により提案した効果検証

手法について、具体的かつ現実的な段取り（現地調査、必要資機材等の調達、試行及びこれらに要する期間の算出等）を記載してください。

(オ) データ解析

「(ウ) 効果検証手法の提案」により提案した効果検証手法で得られたデータについて、種々の研究成果や統計学的視点に基づく分析、解釈及び結果の提示等、結論を導くための手法を記載してください。

ウ 見積書 任意様式

エ 会社（団体）概要書（パンフレット等） 任意様式

(4) 留意点

ア 提出書類は PDF 化して CD 等の媒体に格納し、これを **2 部**提出してください。

イ 提出書類は A 4 判の横向きとしてください。「(3) ア 提案概要書」を 1 ページ目とし、「(3) イ 企画提案書」以降を 2 ページ目から開始してください。各書類にページ番号を記載してください。なお、「(3) エ 会社（団体）概要書（パンフレット等）」のみ、A 3 判の横向きとすることを認めます。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限後の提出書類の差し替え及び追加はできません。

オ 提出書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するた

めの資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されずとは限りません。

カ 書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) その他

郵送で提出する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨をご連絡ください。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合があります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、令和7年度緑の維持管理のあり方等策定支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書を審査し、評価を点数化したうえで得点上位3位までの者を選定します。ただし、別紙「提案書評価項目及び評価基準」における「(4) プレゼンテーション能力」は、書類審査において評価の対象外と致します。

なお、提案者が3者以内である場合には、書類審査を省略します。

(3) プレゼンテーション審査の実施

ア 開催日時（予定）

令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）までのうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 開催方法（予定）

川崎市役所本庁舎会議室における対面審査

※詳細な方法は調整の上、個別に連絡します。

ウ プレゼンテーション環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、

プロジェクト以外は、全て提案者が用意してください。

エ 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

オ 内容等

事前に提出されている提出書類及び企画提案内容を補足する資料に基づいて、提案説明を20分行い、その後、質疑応答を10分程度行います（時間は変更する場合があります）。

(4) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりです。

(5) 受託候補者の特定

プレゼンテーション審査において評価を点数化し、各委員の点数を合計した結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定いたします。また、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、受託候補者とします。また、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者と致します。

なお、「(2) 書類審査の実施」の過程を経た場合には、プレゼンテーション審査における提案説明及び質疑応答を踏まえ、改めて評価の点数化を実施します。この場合、「(2) 書類審査の実施」における評価結果は、最終順位の確定に影響しません。

ア 別紙「提案書評価項目及び評価基準」における「(3) 企画提案力」の合計点が最も高い者

イ アに該当する者が複数ある場合、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

(6) 受託候補者選定結果通知（予定）

審査日から2週間以内を予定しています。

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 評価選考委員会により選定された受託候補者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (6) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

以下余白

提案書評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の着目点	配点
(1) 理解度・知見		・公園緑地等の柔軟な管理運営のあり方に基づき、今後の維持管理に求められる基本的な考え方を理解しているか	10
(2) 提案者概要・業務実施体制等		・本市や他の自治体等での類似実績があるか	5
		・業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか	5
		・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか	5
(3) 企画提案力	1)－1 効果検証手法 【公園緑地】	・樹木等の維持管理頻度の違いに起因する事象について、これを客観的に評価できる効果検証手法を提案しているか。	10
		・効果検証手法を実行するための、具体的かつ現実的な段取り（現地調査、必要資機材等の調達、試行及びこれらに要する期間の算出等）を明らかにしているか。	5
		・効果検証手法により得られたデータについて、専門的知見に基づく解析方法を明らかにしているか。	5
	1)－2 効果検証手法 【街路樹】	・樹木等の維持管理頻度の違いに起因する事象について、これを客観的に評価できる効果検証手法を提案しているか。	10
		・効果検証手法を実行するための、具体的かつ現実的な段取り（現地調査、必要資機材等の調達、試行及びこれらに要する期間の算出等）を明らかにしているか。	5
		・効果検証手法により得られたデータについて、専門的知見に基づく解析方法を明らかにしているか。	5
	1)－3 効果検証手法 【保全緑地】	・樹木等の維持管理頻度の違いに起因する事象について、これを客観的に評価できる効果検証手法を提案しているか。	10
		・効果検証手法を実行するための、具体的かつ現実的な段取り（現地調査、必要資機材等の調達、試行及びこれらに要する期間の算出等）を明らかにしているか。	5
		・効果検証手法により得られたデータについて、専門的知見に基づく解析方法を明らかにしているか。	5
	2) 表現力	・企画提案書や添付資料の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか	10
(4) プレゼンテーション能力		・口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか	5
			100